

風評被害 誹謗中傷 対策セミナー

Zoomウェビナーによるオンラインセミナー

令和4年7月23日 Sat 13:30-15:30

風評被害・誹謗中傷から企業のブランド・信用を護るために

こんなことに困っていませんか？

- ☒ 何者かが掲示板・SNSに会社の悪口を書き込んでいる
- ☒ ネット上の誹謗中傷記事を削除したい
- ☒ 検索サイトの口コミ欄にいわれないクレームが書き込まれている
- ☒ 社名検索でネガティブなキーワードがサジェストされる



セミナー内容

- ・ 今、風評被害・誹謗中傷対策に取り組むべき理由 / 妹尾 直人 [弁護士]
風評被害・誹謗中傷により企業に生じ得るリスクととるべき対策
- ・ 改正プロバイダ責任法の内容と風評被害・誹謗中傷対策の実務 / 坂本 純平 [弁護士]
削除請求・開示請求の基本知識と改正プロバイダ責任制限法の概要

▶▶▶▶▶申し込みフォーム(QRコード)または、裏面申込書よりFAXにてお申し込みください。

弁護士法人KIBI
吉備総合法律事務所

〒700-0826 岡山市北区磨屋町 1-6 岡山磨屋町ビル 4 階
Mail : info@kibi-law.jp Tel : 086-235-4168
Web : http://www.kibi-law.jp/

▶FAXの場合

裏面の参加申込書に必要事項をご記入の上、FAX にてお申し込みください。

▶申し込みフォームの場合

右の QR コードより必要事項をご記入の上、お申し込みください。



風評被害・誹謗中傷対策セミナー《オンラインセミナー》

今、風評被害・誹謗中傷対策に取り組むべき理由

現代社会では、インターネット上の仮想空間が、リアルな社会と同様に、一あるいはより一層重要なものとなってきています。掲示板・SNS上の風評被害・誹謗中傷を放置しておくと、企業ブランドを大きく傷付けてしまうことになりかねません。第1部では、風評被害・誹謗中傷により企業に生じ得るリスクととるべき対策の基本を解説いたします。

風評被害・誹謗中傷対策の実務

一口に風評被害・誹謗中傷対策といっても、企業が求めるゴールに応じて、様々な手法があり得ます。第2部では、風評被害・誹謗中傷対策の基本となる①削除請求、②発信者情報開示請求につき、具体的な事例を踏まえて、とるべき法的手続を解説します。

2022年改正プロバイダ責任制限法

インターネット上における発信者情報開示手続を定めたプロバイダ責任制限法は、SNS上の誹謗中傷が社会問題化したことなどを背景に、被害者がより使いやすい制度となるように改正されました。そこで、第2部では、改正プロバイダ責任制限法に基づく新たな手続きについても解説致します。



吉備総合法律事務所
弁護士

妹尾 直人

昭和47年8月 徳島県生まれ
平成12年4月 弁護士登録



吉備総合法律事務所
弁護士

坂本 純平

昭和60年7月 愛知県生まれ
平成24年12月 弁護士登録

日時

令和4年 **7/23** 土 13:30-15:30
(120分間)

会場

オンラインセミナー[Zoomウェビナー]

セミナー当日に活用するオンラインツールのURLは前日までにご案内させていただきます。

当日連絡先

弁護士法人 KIBI吉備総合法律事務所 TEL.086-235-4168

受講料
無料

参加申込書

風評被害・誹謗中傷対策セミナー
《オンラインセミナー》

【申込期限】
7/21(木)迄

 **086-235-4169**

下記枠内に必要事項をご記入いただき、
FAXよりお申し込みください。

※定員に達し次第、締め切らせていただきます。予めご了承くださいませ。

参加者 ご氏名	フリガナ	所属部署 お役職	
貴社名		業 種	
従業員数	☐ 1~50名 ☐ 51~100名 ☐ 101~300名 ☐ 301名~ ☐ に ☒ を入れてください。		
住 所	〒 -		
お電話番号		E-mail	ZOOMのURLをメールに送らせていただきますので必ずご記入ください。

■お送りいただいた個人情報は、本セミナー開催においてのみ利用し、その他の目的には使用いたしません。